

# 令和3年度 第1回川崎市住居表示懇談会

## 次 第

日時 令和4年2月18日（金）午後3時

場所 川崎市市民文化局会議室

（川崎フロンティアビル9階）

### 1 開 会

主催者あいさつ

### 2 議 題

（1） 高津区上作延地区の新町界・新町名（案）について

（2） その他

### 3 閉 会

次回開催予定について

#### 【配付資料】

資料1 高津区上作延・向ヶ丘 住居表示検討の経緯（昭和55年～平成10年）

資料2 上作延地区 住居表示検討の経緯

資料3 上作延地区 新町界・新町名（案）

## 高津区上作延・向ヶ丘 住居表示検討の経緯（昭和 55 年～平成 10 年）

## 1 住居表示検討の契機

上作延及び向ヶ丘の住居表示の検討については昭和 55 年に川崎市行政区画審議会が出した答申が契機となって始まりました。

（答申の内容）

行政区の分区によって宮前区と高津区の両方にまたがることになる「向ヶ丘」のうち、高津区の「向ヶ丘」については、隣接する上作延に編入するか、または字名を変更するなどの措置が必要である。

## 2 向ヶ丘地区の住居表示検討の経過

上記の答申を受けて昭和 56 年 4～6 月にかけて川崎市と向ヶ丘連合町内会が協議を行った結果、高津区・宮前区の「向ヶ丘」を町名も含めて住居表示により整備することになりました。

## (1) 宮前区向ヶ丘の住居表示の実施

実施前	実施後	実施時期
宮前区 向ヶ丘	神木本町 4・5 丁目	昭和 57 年 7 月
	平 6 丁目、南平台、けやき平	昭和 60 年 11 月
	菅生 6 丁目、初山 1・2 丁目 犬蔵 1～3 丁目	昭和 61 年 11 月

## (2) 高津区向ヶ丘の住居表示の検討経過

## ア. 1 回目の検討（昭和 56 年 7 月～58 年 7 月）

住居表示については「住居表示検討委員会」を設置して検討しましたが、昭和 58 年 1 月に住民から「向ヶ丘」の地名を残すよう要望書（署名 1,120 名）が提出されました。その後も向ヶ丘を上作延に編入することについて合意に至らず、同年 7 月に検討は中断になりました。

## イ. 2 回目の検討（平成 6 年 11 月～10 年 3 月）

新町名による住居表示を検討するため、平成 6 年 11 月から「住居表示検討委員会」を設置して検討しましたが、平成 8 年 11 月に住民から「高津区向ヶ丘地区の住居表示の存続に関する陳情書」（署名 1,138 名）が市長あてに提出されました。その後も「向ヶ丘」の地名を残したい要望が強く、新町名についても合意に至らなかったことから平成 10 年 3 月に検討委員会は解散しました。

## 高津区上作延地区 住居表示検討の経緯

## 1 住居表示検討委員会の設置

上作延地区では、本市に対し平成23年頃から住居表示検討を要望するとともに、検討開始時期を調整しながら令和2年10月に上作延地区住居表示検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会は、地域の声を反映させるため、地元7町内会に所属する15名で構成されています。

## 2 検討委員会開催の経過（委員会：3回、委員会小委員会：5回）

開催日	内 容
令和2年10月23日	第1回住居表示検討委員会 ・検討委員会の名称、規約、役員の選任について ・検討委員会の役割について ・小委員会の検討内容について ・検討委員会設立のお知らせ（案）について
コロナウイルス感染拡大による開催の自粛	
	小委員会形式による重点事項の検討を開始
令和3年10月7日	第1回住居表示検討委員会・小委員会 ・住居表示実施の対象区域について ・新町界案の検討について
令和3年10月27日	第2回住居表示検討委員会・小委員会 ・第1回小委員会の検討内容の確認について ・新町界案の検討について
令和3年11月17日	第2回住居表示検討委員会 ・新町界案の検討について ・新町界案のお知らせ（案）について ・新町名案について
令和3年11月25日	第3回住居表示検討委員会・小委員会 ・第2回小委員会の検討内容の確認について ・町区域の合理化について
令和3年12月8日	第4回住居表示検討委員会・小委員会 ・第3回小委員会の検討内容の確認について ・町区域の合理化について
令和3年12月21日	第5回住居表示検討委員会・小委員会 ・第4回小委員会の検討内容の確認について ・上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の合理化（町界変更）について
令和4年1月24日	第3回住居表示検討委員会 ・第2回検討委員会の検討内容の確認について ・上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の取扱いについて ・新町名案について

（※第4回住居表示検討委員会：3月開催予定。）

### 3 住居表示実施区域について【資料3】

上作延地区は、約半分の地域が川崎市緑ヶ丘霊園であるため、住居表示実施の対象区域から除外することとし、住居表示実施の効果が高い住宅市街地の地域を対象区域としました。

### 4 新町界（案）について

#### (1)新町界（案）について【資料3】

新町界（案）については、検討委員会の各委員において地図上で町界にする道路を選択して案を作成し、小委員会を開催して作成された案について検討しました。

小委員会では、町界の線にできる道路を確認し、個々の町の形状や広さのバランス等を重視して検討を行い、上作延を新しい5つの町にする町界（案）をまとめました。

まとめられた5つの町界（案）は、検討委員会において承認されました。

#### (2)向ヶ丘との町界の合理化（町界変更）について【資料3】

上作延地区と向ヶ丘地区の町界は公道、河川及び水路等の恒久的な施設で設定されておらず、民地の間を通っている箇所があります。このような箇所について、住居表示を実施する場合にできるだけ合理的な町界とすることで、よりわかりやすい町とするため、現町界の変更について小委員会で検討しました。

小委員会においては、過去の住居表示の検討では向ヶ丘の地名が変わってしまうことに反対の世帯が多かったことや、現在も向ヶ丘の地名を変えることに反対の世帯は多いといった趣旨の意見が多く出されました。

向ヶ丘との町界の合理化については、向ヶ丘地区の住民の意向を尊重して町界は変更せずに現状のまま住居表示を実施する案とし、検討委員会において承認されました。

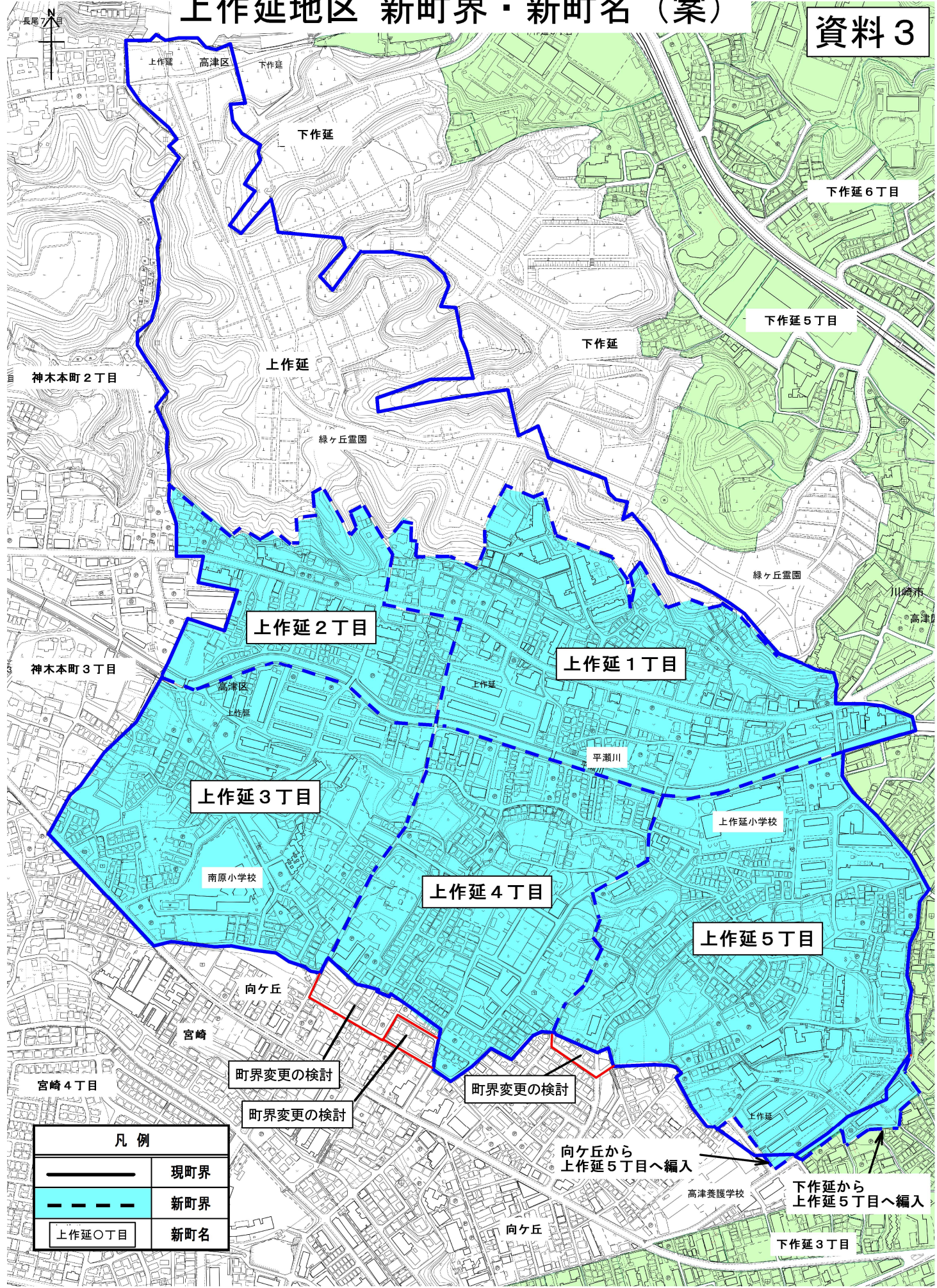
### 5 新町名（案）について【資料3】

新町名（案）については、委員から「上作延〇丁目でよいのではないか。」という意見や、「上作延という町名であれば長年住民が慣れ親しんでいるのでよい。」という意見が出され、承認されました。



# 上作延地区 新町界・新町名 (案)

資料 3



凡例	
	現町界
	新町界
	新町名
	上作延〇丁目